

浦添市景観まちづくり審議会の会議の公開について

平成 19 年 10 月 5 日
浦添市景観まちづくり審議会会長

本審議会は、市民に対する積極的な情報提供の推進を図ることを目的として、会議の公開について、次のとおり定める。

1 会議の公開

本会議は、次のいずれかに該当する場合を除き、公開するものとする。

- (1) 「浦添市情報公開条例」(平成 11 年条例第 16 号) 第 7 条各号に掲げる情報(非公開情報)に該当すると認められる事項について審議等を行う場合。
- (2) 会議を公開することにより、公正かつ円滑な審議等が著しく阻害され、会議の目的が達成できなくなると認められる場合。

2 公開の方法

- (1) 会議の公開は、会議の傍聴を希望する者に、会議の傍聴を認めることにより行う。
- (2) 傍聴を認める定員は、会議の内容、会場の規模を勘案し、あらかじめ定める。
- (3) 会議の公開に当たっては、公正かつ円滑な審議等のため、傍聴に係る遵守事項を定める。
- (4) 会議の公開の可否、傍聴定員及び傍聴に係る遵守事項等は、本審議会を所管する浦添市都市建設部による会議開催の公表時に示すこととする。

3 会議の公開の可否の決定権限等の委任

会議の公開の可否及び傍聴定員については、会議開催の公表時に示すことが望ましいことから、具体的な会議の公開の可否及び傍聴定員の決定については、本審議会の庶務を処理する浦添市都市建設部美らまち推進課長(以下「課長」という。)に委任する。課長は、1 及び 2 に基づき決定を行うこととし、疑義がある場合は、会長と調整のうえ決定を行うこととする。

平成 20 年 11 月 28 日一部改正

平成 23 年 4 月 1 日一部改正

平成 26 年 4 月 1 日一部改正

傍 聴 要 領

浦添市景観まちづくり審議会会長

1 傍聴する場合の手続き

- (1) 会議の傍聴を希望する方は、会議の開催予定時刻までに、会議会場受付で氏名及び住所又は所属機関名を記入し、事務局の指示に従って会議の会場に入室すること。
- (2) 受付開始時刻は、会議開催予定時刻の30分前とする。
- (3) 会議の受付は、先着順で行い定員になり次第終了とする。
- (4) 会議の傍聴定員は、原則として20名とする。

2 会議の秩序の維持

- (1) 傍聴者は、会議を傍聴するに当たっては、事務局の指示に従うこと。
- (2) 傍聴者が3の規定に違反したときは、注意し、なおこれに従わないときは、退場していただく場合もある。
- (3) 傍聴希望者が3の規定に違反するおそれがあると認められる場合は、傍聴を許可しないことがある。

3 会議を傍聴するに当たって守るべき事項

傍聴者は、会議を傍聴するに当たっては、次の事項を守ること。

- (1) 会議開催中は、静粛に傍聴し、みだりに席を立たないこと。
- (2) 拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (3) 騒ぎ立てる等、議事を妨害しないこと。
- (4) 会場において、飲食又は喫煙をしないこと。
- (5) 会場において、撮影、録音その他これらに類する行為をしないこと。ただし、会長が承認した行為については、この限りではない。
- (6) その他会場の秩序を乱し、会議の支障となる行為をしないこと。